

[事案 2024-220] 就業不能保障給付金等支払請求

・令和7年7月30日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める就業不能状態に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、就業不能給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年6月に直腸がんの診断確定を受けたが、同疾病を原因として、令和5年6月から7月までの間、就業不能状態であったため、平成26年5月に契約した医療保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、約款に定める就業不能状態に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、就業不能給付金を支払うとともに慰謝料を支払ってほしい。

- (1)過去に同様の請求をした際は支払われており、納得できない。抗がん剤治療のため身体は弱っており、仕事に従事できない。身体障害者手帳も持っている。
- (2)保険会社は、担当医師に診断書の印鑑と手書き部分を確認するとのことであったため承諾したが、実際にはこれらを確認せずに承諾していない自分の個人情報を知っていた。この調査のせいで、担当医師との関係が悪くなり、身体の不調を訴えても、診断書を書いてほしいのではないかと疑われてしまい、「他で診てもらって」と言われ、治療が続けられない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人から提出された診断書の療養・就労制限に関する事項のみが手書きになっていることや、印影が異なる印鑑が複数押印されていることについて事実確認が必要となったため、調査会社に委託し、担当者が担当医師との面談を行った。その面談において、担当医師から、申立人の症状は「いかなる、すべての業務に従事できない状態」ではなかった、事務作業や軽労働はできるだろうと思っていた、などの回答があったため、診断書の記載は、申立人から担当医師に対して強く依頼したもの、そして担当医師も断り切れなかった経緯から記載されたものと判断した。
- (2)医療機関へ調査を行うにあたっては、調査会社の担当者と当社の営業担当者が申立人と面談をして、申立人から承諾書の署名をもらっている。承諾書の署名にあたっては、営業担当者が内容を一文ずつ読み上げて説明した。調査により取得した申立人の個人情報は、承諾書に定められた範囲内のものと認識している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、就業不能給付金の支払事由の該当性等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。